

米国加州裁判所により下された欠席判決と民事訴訟法 118 条 3 号にいう手続的公序**【文 献 種 別】** 判決／最高裁判所第二小法廷**【裁判年月日】** 平成 31 年 1 月 18 日**【事 件 番 号】** 平成 29 年（受）第 2177 号**【事 件 名】** 執行判決請求事件**【裁 判 結 果】** 原判決破棄・差戻し**【参 照 法 令】** 民事訴訟法 118 条、民事執行法 22 条・24 条**【掲 載 誌】** 民集 73 巻 1 号 1 頁、裁時 1716 号 1 頁、判時 2409 号 31 頁、判タ 1459 号 36 頁、
金法 2120 号 70 頁、裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25449919

事実の概要

米国加州に本店を置きレストランを経営する X₁ 社、並びに、X₁ 社の代表取締役 X₂ 及び同社の株主 X₃（いずれも原告、控訴人・被控訴人、上诉人、以下、X₁ 社、X₂、X₃を総称して「X ら」という。）は、X₁ 社の子会社である訴外 B 社（日本法人）の株式を有していた Y 社（被告、控訴人・被控訴人、被上诉人）が、B 社の資産を横領したなどと主張して、Y 社を含む数名に対して、平成 25 年 3 月頃、米国加州オレンジ郡上位裁判所（以下「本件外国裁判所」という。）に損害賠償金の支払い等を求める訴えを提起した（以下「本件外国事件」という。）。Y 社は、弁護士を訴訟代理人とするとともに、答弁書を提出して応訴した。しかし、その後、Y 社の訴訟代理人は、本件外国裁判所の許可を得て本件外国事件の代理人を辞任した。その後、Y 社が本件外国事件の期日に欠席したことから、平成 27 年 3 月頃に Y 社の欠席の登録がなされ、Y 社に対して一般損害金 27 万 4 千余米ドルに追加費用を合わせた合計 27 万 5 千余米ドルを X らそれぞれに支払うように命ずる欠席判決（default judgement）（以下「本件外国判決」という。）が言い渡された。

X らは、平成 27 年 6 月頃、B 社のレストランの売却代金から Y 社が持分に应じて取得すべき債権を本件外国判決に基づき差し押さえ、これにより 13 万 4 千余米ドルの弁済を受けた。その後、Y 社に対して本件外国判決で支払いを命じられた金員 27 万 5 千余米ドルから、既払い弁済金 13

万 4 千余米ドルを減じた残余部分である 14 万余米ドルについての債務名義を得るため、X らは大阪地裁に執行判決を求める訴えを提起した。大阪地裁は、本件外国判決が支払いを命じている金員のうち 9 万米ドルが懲罰賠償の支払いを命じる部分であると認定した上で、これを請求額の 14 万余米ドルから減じて、5 万余米ドルの強制執行を許す旨の一部認容、一部棄却判決を言い渡した。それぞれの敗訴部分を不服として、X ら及び Y 社がそれぞれ控訴し、これに应えて大阪高裁は、敗訴当事者に対する判決の送達は、裁判所の判断に対して不服を申し立てる権利を手続的に保障するものとして、民事訴訟法 118 条 3 号にいう公の秩序の内容を成しており、本件外国判決は Y 社に対する判決の送達がされないまま確定したから、その訴訟手続は同号にいう公の秩序に反する旨を判示して、Y 社の控訴を容れ、一審判決中の X らの請求の一部認容部分を取り消し、X らの請求をすべて棄却した。これを不服として、X らが上告したのが本件である。

判決の要旨

原判決破棄・差戻し。

判旨 1

「外国裁判所の判決（以下「外国判決」という。）が民事訴訟法 118 条により我が国においてその効力を認められるためには、判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないことが要件とされているところ、外国判決

に係る訴訟手続が我が国の採用していない制度に基づくものを含むからといって、その一事をもって直ちに上記要件を満たさないということとはできないが、それが我が国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相いれないものと認められる場合には、その外国判決に係る訴訟手続は、同条3号にいう公の秩序に反するというべきである（最高裁判平成……9年7月11日第二小法廷判決・民集51巻6号2573頁参照）。」

判旨2

「我が国の民事訴訟法においては、判決書は当事者に送達しなければならないこととされ……判決に対する不服申立ては判決書の送達を受けた日から所定の不変期間内に提起しなければならず、判決は上記期間の満了前には確定しないこととされている……。そして、送達は、裁判所の職権によって、送達すべき書類を受送達者に交付するか、少なくとも所定の同居者等に交付し又は送達すべき場所に差し置くことが原則とされ、当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れないなど上記の送達方法によることのできない事情のある場合に限り、公示送達等が例外的に許容されている……。他方、外国判決が同法118条により我が国においてその効力を認められる要件としては、『訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達』を受けたことが掲げられている（同条2号）のに対し、判決の送達についてはそのような明示的な規定が置かれていない。さらに、以上のような判決書の送達に関する手続規範は国ないし法域ごとに異なることが明らかであることを考え合わせると、外国判決に係る訴訟手続において、判決書の送達がされていないことの一事をもって直ちに民事訴訟法118条3号にいう公の秩序に反するものと解することはできない。もっとも、我が国の民事訴訟法は、上記の原則的な送達方法によることのできない事情のある場合を除き、訴訟当事者に判決の内容を了知させ又は了知する機会を実質的に与えることにより、当該判決に対する不服申立ての機会を与えることを訴訟法秩序の根幹を成す重要な手続として保障しているものと解される。したがって、外国判決に係る訴訟手続において、当該外国判決の内容を了知させることが可能であったにもかかわらず、実際には訴訟当事者にこれが了知されず又は了知する機会も実質

的に与えられなかったことにより、不服申立ての機会が与えられないまま当該外国判決が確定した場合、その訴訟手続は、我が国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相いれないものとして、民事訴訟法118条3号にいう公の秩序に反することができる。」

判例の解説

平30・4・25号外法律第20号による改正前民事執行法24条3項（この改正後には、同項は家事事件手続法の改正に伴う文言が追加され、項数が送られて5項となった。）には、執行判決が求められる外国判決については、民事訴訟法118条各号に掲げられている要件を具備することを要する旨が定められている。そして、この民事訴訟法118条3号には、「判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと」が、外国判決の承認の要件として定められている。したがって、外国判決が我が国で承認（又は、執行判決を経由して執行）されるためには、我が国の「判決の訴訟手続」に関する公序、すなわち、手続的公序に反していないことが求められることになる。本判決は、米国加州裁判所で下された欠席判決について、我が国の債務名義を得るために提起された執行判決を求める訴えに関連して、当該外国判決の内容を訴訟当事者に了知させ、又は、了知する機会を実質的に与えることにより、訴訟当事者に不服申立ての機会を与えることが、我が国の手続的公序の具体的内容の一つであることを判示したものと思われる。

民事訴訟法118条3号に定められている手続的公序に関連して争われた裁判例には、①東京地八王子支判平10・2・13（判タ987号282頁）、②最三小判平10・4・28（民集52巻3号853頁）、③横浜地判平11・3・30（判時1696号120頁）、④水戸地龍ヶ崎支判平11・10・29（判タ1034号270頁）、⑤東京地判平18・1・19（判タ1229号334頁）、⑥東京地判平21・2・12（判時2068号95頁）などがある。このうち、①、②及び⑥は外国裁判所の採証の不当が手続的公序の内容として争われたもの、③及び⑤は、原告が不出頭のまま進められた手続が手続的公序に反するとして争われたもの、④はハワイ州の連邦地裁で下された欠席判決について、その手続が我が国の手続的公

序に反するとして争われたものである。なお、いずれも手続的公序に反する旨の判示はなされていない。

本件外国判決は被上告人に対する判決の送達が行われないまま確定したから、その訴訟手続は同号という公序に反すると判示した原審の判旨に対して、本件判旨は、単に、外国の訴訟手続が我が国のそれと異なるというだけでは、我が国の公序に反するとはいえないが、しかし、それが我が国の法秩序の基本原則又は基本理念と相いれないものと認められる場合には、公序に反すると判示し(判旨1)、これを前提に、訴訟当事者に判決の内容を了知させ又は了知する機会を実質的に与えることにより、不服申立ての機会を保障することを、我が国の訴訟手続における法秩序の基本原則又は基本理念であると解して、これが保障されているか否かは、「判決の送達」の有無ではなく、「判決内容の了知(又は実質的な了知の機会)」の有無こそを基準に判断しなければならない旨を判示した(判旨2)上で、この点に関する審理が尽くされていないとして、原判決を破棄し原審に事件を差し戻したものである。

一 判旨1について

本件判旨は、いわゆる萬世工業事件最高裁判決(最二小判平9・7・11民集51巻6号2573頁、以下「平成9年最判」という。)を参照判例として挙げ、外国判決を下した当該外国裁判所で採用されている訴訟手続が、単に我が国のそれと異なるということだけで、我が国の手続的公序に反するとはいえない旨を判示し、加えて、我が国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相いれないものと認められる場合には、その外国判決に係る訴訟手続は、同条3号という公序に反する旨を判示した。

しかし、この平成9年最判は、米国加州で下されたいわゆる懲罰賠償を命じる判決の内容が、我が国の実体公序に反するか否かについて判示したものであり、当該外国裁判所の「訴訟手続」についての検討はなく、手続的公序についての裁判例とは言い難い。さらに、平成9年最判は、「外国裁判所ノ判決力日本ニ於ケル公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサルコト」と定められていた、平8・6・26号外法律第109号による改正前の民事訴訟法200条3号の解釈として判示されたものである。したがって、この改正後に、「外国裁判所ノ判決力」

から「判決の内容及び訴訟手続が」と文言修正された該当条文である現行の民事訴訟法118条3号の解釈の根拠¹⁾として挙げることはできないように思われる。以上のことから、参照判例として平成9年最判を掲記した判旨には疑問が残る。

二 判旨2について

外国の訴訟制度が単に我が国と異なることを、我が国の手続的公序に反するとする学説は見当たらず、裁判官の独立・中立性、当事者の審問請求権の保障²⁾、裁判体の中立性、対審構造、手続保障³⁾などが、手続的公序の内容として挙げられている⁴⁾。

本件判旨は、我が国の送達制度を、送達すべき書類を受送達者に交付する(交付送達若しくは出会送達)か、少なくとも所定の同居者等に交付し(補充送達)又は送達すべき場所に差し置く(差置送達)ことを原則とし、他方、これらの送達方法によることのできない事情のある場合に限り許される公示送達等(公示送達及び付郵便送達)を例外としていると概括する。その上で、我が国では、原則的な送達方法によることのできない事情のある場合を除き、訴訟当事者に判決の内容を了知させ又は了知する機会を実質的に与えることにより、当該判決に対する不服申立ての機会を与えることが、訴訟法秩序の根幹を成す重要な手続として保障されていると判示した。さらに、「原則的な送達方法によることのできない事情のある場合」の文言を、「当該外国判決の内容を了知させることが可能であったにもかかわらず」と言い換えている。したがって、「当該外国判決の内容を了知させることが可能であった場合」とは、「公示送達等(公示送達、付郵便送達)によるべき事情がない場合」を意味するものと思われる。また、「訴訟当事者に判決の内容を了知させ」とは、交付送達又は出会送達をその典型とし、「了知する機会を実質的に与える」とは補充送達又は差置送達をその典型とする意味であると解される⁵⁾。本件判旨は、「判決の送達自体の有無」ではなく、その送達によって実現されようとしている「判決内容の了知又は了知の実質的な機会の有無」こそが基準となっており、それによって実現される不服申立ての機会の保障自体が手続的公序の判断要素の一つであると判示したもののように思われる。このように理解される本件判旨は、送達方法に関する各

国の訴訟手続の相違を前提にすれば、その限りでは正当なものと思われる⁶⁾。

しかし、本件判旨のいう「実質的な機会」が、どの程度の機会を意味するかは必ずしも明らかではない。例えば、本件判旨において「判決内容の了知の実質的な機会」の典型の一つと解される差置送達では、本来送達を受けるべき者が送達書類を受領するわけではなく、その内容が了知される状態に差し置かれるだけで差置送達は完結する⁷⁾。そして、差置送達は送達を受けるべき者（又はこれに準じる者⁸⁾）が交付を受けることを拒むという、受領の拒絶意思が要件とされている。これに比して、本件で問題となった、米国加州の訴訟手続においては欠席判決自体の送達の有無が必ずしも欠席判決に対する不服申立ての要素になっていないようである⁹⁾。欠席の登録（entry of the default）を契機として開始される欠席判決手続においては、欠席した者の敗訴の判決が、いわば自動的に下される。そのため、この手続では、欠席登録の通知の有無が欠席判決の確定の要件とされており¹⁰⁾、あたかも、我が国での判決の確定のための要件として、判決自体の送達を果たしている機能と同様の機能を、欠席登録の通知が果たしているように思われる。結局は、欠席の登録があれば、判決の（欠席者敗訴という）内容は、ほぼ確定的に推認できることになる。そうであるとするなら、送達を受領の拒絶行為により、判決を了知することができる状態（実際の交付は不要）で十分であるという取扱い（差置送達）と、欠席（又は懈怠）という手続関与の拒絶という行為により、その結果下される判決が十分な確度をもって推認できる状態で十分であるという取扱い（欠席判決制度）を、類似なものとして認め、「判決内容の了知の実質的な機会」に含むことができるのか否かが、問われるべきことになると思われる¹¹⁾。こうした彼我の制度の懸隔をどの程度まで許容するか否かについて、本件判旨で示された規範によって結論を導くことには困難があるように思われる。その意味で、「判決内容の了知の実質的な機会」という本件判旨の表現には、その解釈に広狭の可能性があり若干の疑問が残る。

米コロンビア特別区の連邦裁判所の判決に基づき執行判決が求められた事例で、相互の保証の有無判断に関連して、これと同趣旨の判示がされた最高裁の裁判例として、最三小判昭58・6・7民集37巻5号611頁がある。しかし、同条1号又は2号に条文上の根拠を求める学説も存在した。当時の学説の状況については、例えば、赤須正子「外国判決の承認・執行における手続的公序についての一考察」一論113巻1号138頁、また、拙稿「いわゆる手続公序に関する一試論」法学研究59巻10号69頁など参照。

- 2) 兼子一＝松浦馨ほか『条解民事訴訟法』（弘文堂、1989年）639頁。
- 3) 秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ〔第2版〕』（日本評論社、2006年）518頁。
- 4) その他、手続的公序違反の例として、新堂幸司監修『実務民事訴訟講座（第3期）6巻』（日本評論社、2013年）〔中野俊一郎〕では、詐欺的手段で取得した外国判決、先に確定した内国判決と抵触する外国判決などが挙げられている。
- 5) この消息を明らかにするように、Y社の本店所在地が知れていたため、本件判旨では、「本件外国判決の内容を被告に人に了知させることが可能であったことがうかがわれる事情の下で」と判示されている。
- 6) 判旨に賛成する見解として、長田真理「本件評釈」JCA66巻4号14頁。
- 7) 例えば、兼子＝松浦ほか・前掲注2）書485頁。
- 8) 使用人その他の従業者又は同居者であって、書類の受領について相当のわきまのある者。
- 9) Code of Civil Procedure（以下、「CCP」という。）§1010には、欠席判決手続の開始のためになされる欠席の登録を受けた当事者には、その後の一切の関係書類の通知を要しない旨が定められている。
- 10) CCP §587では、欠席の登録には、その登録の通知の副本を原告が被告（又はその訴訟代理人）に対して郵送した旨の内容を記述した宣誓供述書を添付しなければならない旨が定められている（但し、実際に受領しているか否かは問われない）。
- 11) 例えば、本件の原審で争われた、別件で送信された判決内容を推知しうる電子メールの存在の事実や、被告の本店の宛名が誤記されたまま投函された判決内容を記した書面の受領の事実は、米国加州の欠席判決手続においては、判決自体の被告への送付が判決の成立の要件になっていないことから、「外国判決の訴訟手続」に関わる事実ではないと思われる。したがって、「外国判決の訴訟手続」に関する公序である手続的公序の要素として考慮されるべきではないと思われる。

●——注

- 1) 確かに、旧民事訴訟法200条3号の公序に、手続的公序も含まれるとした解釈が当時の通説であった。また、